

総行経第29号
令和3年5月26日

各都道府県知事
各都道府県議会議員
各指定都市市長
各指定都市議会議員

殿

総務省自治行政局長
(公印省略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の改正について（通知）

このたび、第204回国会において「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第44号）」（以下「第11次一括法」という。）が成立し、本日公布されました。これは、令和2年12月18日に閣議決定された「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（以下「対応方針」という。）を踏まえ、所要の措置を講ずるものです。

この法律において、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）」（以下「郵便局事務取扱法」という。）が改正され、本日から施行されます。（別添1及び2参照）本改正では、対応方針に基づき、郵便局事務取扱法により郵便局に取り扱わせることができる事務の追加を行うこととしております。

また、これに伴い、郵便局取扱事務の取扱いに関し必要な事項を定めている「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第二条第二号、第三号及び第五号から第七号までに規定する事務の郵便局における取扱いに関する省令（平成13年総務省令第158号）」及び郵便局取扱事務の取扱いのために郵便局の備えるべき基準を定めている「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第三条第一項に規定する郵便局の基準を定める省令（平成19年総務省令第116号）」について所要の改正を行い、本日、公布、施行されたところです。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長に対しても

この旨周知願います。

なお、各市町村に対して地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第一 改正の概要（第 11 次一括法第 2 条関係）

地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができる事務として、次の事務を追加するものとしたこと。（郵便局事務取扱法第 2 条関係）

- 1 転出届の受付及び転出証明書の引渡し
- 2 印鑑登録の廃止申請の受付

※ これに伴い、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第二条第二号、第三号及び第五号から第七号までに規定する事務の郵便局における取扱いに関する省令並びに地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第三条第一項に規定する郵便局の基準を定める省令の一部を改正する省令が公布され、郵便局における事務の取扱い及び郵便局の指定の基準について、所要の規定の整備が行われていること。

第二 施行期日

第 11 次一括法による郵便局事務取扱法の一部改正については、公布の日（令和 3 年 5 月 26 日）から施行することとしたこと。

別添 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 44 号）（条文）

別添 2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 44 号）（新旧対照表）